

防衛医科大学校達第3号

医学科学生に関する委員会に関する達を次のように定める。

平成12年5月18日

防衛医科大学校長 一ノ渡 尚 道

学生に関する委員会に関する達

改正 平成19年 3月28日達第 4号
平成26年 4月 1日達第 9号
平成29年 3月30日達第 9号
令和 3年 4月 1日達第 2号
令和 4年 2月14日達第 4号
令和 4年 8月25日達第11号
令和 5年 6月30日達第 3号

(設置)

第1条 防衛医科大学校の医学科学生及び看護学科学生に関する事項(医学科のカリキュラム委員会に関する達(昭和49年防衛医科大学校達第12号)及び看護学科のカリキュラム委員会に関する達(平成26年防衛医科大学校達第6号)により置かれる各カリキュラム委員会をはじめ、防衛医科大学校に置かれる他の委員会で専門的に審議することとされているものを除く。)について総合的に審議するため、防衛医科大学校に学生に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副校長(学生・防衛医学研究担当)
- (2) 副委員長 医学教育研修センター長及び学生部長
- (3) 委員

ア 事務局総務部総務課長、医学教育研修センター事務長、学生部学生課長、学生部主任訓練教官

イ 医学科の学科目及び講座並びに看護学科の講座を担当する教官から学校長が指名する者。ただし、心理学及び保健体育並びに精神科学講座を担当する教官各1名を含むものとし、合わせて17名とする。

(特別委員等)

第3条 委員会に特別委員を置き、副校長(副校長(学生・防衛医学研究担当)を除く。)をもって充てる。

- 2 特別委員は、必要に応じ委員会に出席し、意見を述べるものとする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員を出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(任期)

第5条 第2条第1項第3号イの委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じたときは、その補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第6条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、毎四半期に1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会で審議された事項について学校長に報告するほか、必要に応じて教授会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生部学生課が行う。

附 則

- 1 この達は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 補導委員会に関する達（昭和50年防衛医科大学校達第4号）は、廃止する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。